


[本文へ](#) | [音声読み上げ・文字拡大](#)

[トピックス一覧](#) [新着情報一覧](#)
[ホーム](#) | [環境省のご案内](#) | [政策分野・行政活動](#) | [環境基準・法令等](#) | [白書・統計・資料](#) | [申請・届](#)

環境基準

[ホーム](#) > [環境基準・法令等](#) > 環境基準

環境基準について

人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壤、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたものが環境基準である。

環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標である。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていこうとするものである。また、汚染が現在進行していない地域については、少なくとも現状より悪化することならないように環境基準を設定し、これを維持していくことが望ましいものである。

また、環境基準は、現に得られる限りの科学的知見を基礎として定められているものであり、常に新しい科学的知見の収集に努め、適切な科学的判断が加えられていかなければならないものである。

環境基本法

第三節 環境基準

第十六条 政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

2 前項の基準が、二以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型を当てはめる地域又は水域を指定すべきものとして定められる場合には、その地域又は水域の指定に関する事務は、二以上の都道府県の区域にわたる地域又は水域であつて政令で定めるものにあっては政府が、それ以外の地域又は水域にあってはその地域又は水域が属する都道府県の知事が、それぞれ行うものとする。

3 第一項の基準については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。

4 政府は、この章に定める施策であつて公害の防止に関するもの（以下「公害の防止に関する施策」という。）を総合的かつ有効適切に講ずることにより、第一項の基準が確保されるように努めなければならない。

大気

[大気汚染に係る環境基準](#)

騒音

[騒音に係る環境基準について](#)

[航空機騒音に係る環境基準について](#)

[新幹線鉄道騒音に係る環境基準について](#)

水質

[水質汚濁に係る環境基準について](#)

[地下水の水質汚濁に係る環境基準について](#)

土壤

[土壤の汚染に係る環境基準について](#)

ダイオキシン類

[ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準について](#)



環境省（法人番号1000012110001）

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館 TEL 03-3581-3351(代表) [地図・交通案内](#)

[環境省ホームページについて](#) | [著作権・リンクについて](#) | [プライバシーポリシー](#) | [環境関連リンク集](#)

Copyright Ministry of the Environment Government of Japan. All rights reserved.

大気汚染に係る環境基準

[ホーム](#) > [環境基準・法令等](#) > [環境基準](#) > 大気汚染に係る環境基準

1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件（設定年月日等）	測定方法
二酸化いおう (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。(48.5.16告示)	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。(48.5.8告示)	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。(48.5.8告示)	透過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。(53.7.11告示)	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。(48.5.8告示)	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法

備考

- 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。
- 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
- 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

告示全文

[大気の汚染に係る環境基準について](#)
[二酸化窒素に係る環境基準について](#)

2 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4告示)	キャニスター又は捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法を標準法とする。また、当該物質に関し、標準法と同等以上の性能を有使用可能とする。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4告示)	

物質	環境上の条件	測定方法
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4告示)	
シクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。(H13.4.20告示)	

備考

- 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

3 ダイオキシン類に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。(H11.12.27告示)	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能力スクロマトグラフ質量分析計により測定する方法。

備考

- 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。

4 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。(H21.9.9告示)	微小粒子状物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、通過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

備考

- 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
- 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

告示全文

[ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について](#)
[ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壤の汚染に係る環境基準について](#)
[微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について](#)

5 大気汚染に係る指針**光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針**

光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。(S51.8.13通知)

ページ先頭へ



Copyright Ministry of the Environment Government of Japan. All rights reserved.

仙台パワーステーション株式会社仙台パワーステーションの 公害防止に関する協定書

宮城県、仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、七ヶ浜町及び利府町(以下「甲」という。)と仙台パワーステーション株式会社(以下「乙」という。)とは、公害防止条例(昭和46年宮城県条例第12号)第11条の規定に基づき、乙が仙台市宮城野区港一丁目4番1号に設置する仙台パワーステーション(以下「事業所」という。)について、次のとおり公害防止に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、事業所の操業に伴う公害の発生を防止し、環境負荷の低減を図るとともに、乙の環境保全活動を促進し、健全で快適な環境を確保することを目的とする。

(事業者の責務)

第2条 乙は、事業所の操業に当たっては、この協定に定める規定を遵守するとともに、最善の公害防止対策の実施に努める。

(環境関連法令の遵守)

第3条 乙は、環境関連法令を遵守する。

(大気汚染防止対策)

第4条 乙は、大気汚染防止のため、事業所における別表第1に掲げるばい煙発生施設から排出される排出ガスについて、別表第2に掲げる基準を遵守する。

2 乙は、宮城県大気汚染緊急時対策要綱(昭和51年6月12日施行)に基づき、宮城県(以下「県」という。)が行う施策に協力する。

3 乙は、ばい煙発生施設に硫黄酸化物排出濃度、窒素酸化物排出濃度及び出力等に関する自動測定装置を設置し、県が行うテレメートルに協力する。

4 乙は、年度始めに当該年度における燃料使用計画を甲に報告する。

(水質汚濁防止対策)

第5条 乙は、水質汚濁防止のため、事業所から排出される排出水について、別表第3に掲げる基準を遵守する。

(地下水汚染防止対策)

第6条 乙は、地下水汚染防止対策のため、適切な措置を講じる。

(土壤汚染防止対策)

第7条 乙は、土壤汚染防止対策のため、適切な措置を講じる。

(騒音・振動防止対策)

第8条 乙は、事業所から発生する騒音・振動を防止するための適切な対策を講じ、騒音については仙台市道西原2号南端において別表第4の1騒音の規制基準に掲げる基準を、振動については南側敷地境界線において別表第4の2振動の規制基準に掲げる基準を遵

守する。

(悪臭防止対策)

第9条 乙は、事業所から発生する悪臭を防止するため、適切な対策を講じる。

(地盤沈下防止対策)

第10条 乙は、事業所の操業に伴う地盤沈下を防止するため、適切な措置を講じる。

(化学物質対策)

第11条 乙は、事業所の操業に伴い使用又は副生する化学物質(以下「化学物質」という。)による環境汚染を未然に防止するため、その性状等を SDS(安全データシート)等により把握し、適正な管理を行うとともに、有害性が確認されている化学物質については、代替品への切替え等、環境中への排出抑制に努める。

(廃棄物対策)

第12条 乙は、事業所の操業に伴って生じる廃棄物について、再生利用等による減量化に努めるとともに、二次公害の発生を防止するため、自らの責任において適切な処理を行う。

(関連事業者に対する責務)

第13条 乙は、乙以外の者が事業所内で作業する場合にあっても、公害防止についてこの協定に定める事項に準じた措置が講じられるように管理しなければならない。

(測定、報告及び公表)

第14条 乙は、別に定める環境負荷項目等の測定を行い、その結果を記録及び保存し、定期的に甲に報告するとともに、一般に公表するよう努める。

(公害発生時等の措置)

第15条 乙は、事業所の操業若しくは施設の故障、破損その他の事故若しくは気象条件等の悪化により公害が発生したとき、又はそのおそれがあると甲若しくは乙が判断したときは、直ちに操業の短縮、停止その他必要な措置を講じ、また、発生原因の排除に努めるとともに、その状況を甲に速やかに報告する。

2 前項の公害が発生した場合、甲及び乙は協力して調査を行い、その原因が乙の責めによると認められるときは、乙は、誠意を持って速やかに問題を解決しなければならない。

(報告及び立入調査)

第16条 甲は、この協定の実施に必要な限度において、乙に対し、報告を求め、又はその職員及び甲が必要とする者を同行して事業所内に立入調査することができる。

(施設の設置等の協議)

第17条 乙は、公害防止施設及び公害の発生に關係ある主要施設の新設、増設又は変更を行おうとするとき、並びに化学物質を追加使用しようとするとき(以下「新設等」という。)は、甲と事前に協議する。

2 乙は、前項の新設等のうち、周辺環境への影響が維持又は低減されるものについては、報告をもって前項の事前の協議に代える。

(景観の保全等)

第18条 乙は、構内緑化、環境の美化及び景観の保全を積極的に推進する。

(環境保全施策への協力)

第19条 乙は、この協定に定めるもののほか、甲が行う環境保全のために必要な指導、調査、研究、情報公開等の施策に協力する。

(環境保全活動の推進等)

第20条 乙は、環境情報の公表や事業所の公開等、地域住民に対する環境コミュニケーションを積極的に推進する。また、環境マネジメントシステム等の環境保全活動を推進する。

(違反時の措置)

第21条 乙がこの協定に定める事項に違反した場合、甲は、乙に対して必要な指示を行い、乙はこれに従う。

(協定細目)

第22条 この協定に定める事項の実施については、甲乙協議の上、別に協定細目を定める。

(その他)

第23条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、この協定に定める事項を変更しようとするとき、又はこの協定に定めのない事項について定める必要が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

この協定を証するため、本書8通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成28年3月2日

甲 宮城県知事

仙台市長

塩竈市長

名取市長

多賀城市長

七ヶ浜町長

利府町長

乙 仙台パワーステーション株式会社

代表取締役社長

別表第1(第4条関係)

ばい煙発生施設

項目 施設名	煙突高 (m)	排出ガス量 (m ³ N/h)	燃料の 燃焼能力	排出温度 (°C)	排出速度 (m/s)	使用燃料					
発電ボイラー	80	450,000 (湿り)	41,700kg/h	52	21.1	石炭					
			26,062.5l/h (重油換算)								
備考											
数値は、最大能力時におけるものとする。											

別表第2(第4条関係)

1 硫黄酸化物排出基準

項目	協定値
硫黄酸化物年間許容排出量 (t／年)	937
硫黄酸化物時間許容排出量 (m ³ N/h)	38.8
使用燃料硫黄含有率 (%)	0.4以下
備考	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 硫黄酸化物排出量の測定は、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)に定める方法又は日本工業規格に定める自動分析記録法によるものとする。 ・ 使用燃料硫黄含有率とは、排煙脱硫装置の効果及びガス混焼等を総合した硫黄含有率の計算値(重油換算値)をいう。 	

2 毒素酸化物排出基準

施設名	協定値 (cm ³ /m ³ N)	換算酸素濃度 (%)
発電ボイラー	100	6

備考

- 1 毒素酸化物濃度の測定は、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)に定める方法又は日本工業規格に定める自動分析記録法によるものとする。
- 2 毒素酸化物濃度は、0°C1気圧の状態に換算した排出ガス1m³当たりのものとする。
- 3 毒素酸化物濃度については、次の式により酸素濃度による補正を行った値とする。

$$\text{換算毒素酸化物濃度} = \text{Cs} \times \frac{21-\text{On}}{21-\text{Os}}$$

Cs : 毒素酸化物の実測値(cm³/m³N)
 On : 換算酸素濃度(%)
 Os : 排ガス中の酸素濃度(%)
- 4 協定値は、1時間当たりの平均濃度とし、起動、停止時等には適用しない。

3 ばいじん排出基準

施設名	協定値 (g/m ³ N)	換算酸素濃度(%)
発電ボイラー	0.05	6

備考

- 1 ばいじん量の測定は、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)に定める方法又は日本工業規格に定める自動分析記録法によるものとする。
- 2 ばいじん量は、0°C1気圧の状態に換算した排出ガス1m³当たりのものとする。
- 3 ばいじん量については、次の式により酸素濃度による補正を行った値とする。

$$\text{換算ばいじん量} = \text{Cs} \times \frac{21-\text{On}}{21-\text{Os}}$$

Cs : ばいじん量の実測値(g/m³N)
 On : 換算酸素濃度(%)
 Os : 排ガス中の酸素濃度(%)
- 4 協定値は、起動、停止時等には適用しない。

別表第3(第5条関係)

排出水の排出基準

項目	協定値
水量	最大 2,300 m ³ /日
水素イオン濃度(水素指数)	5.8 ~ 8.6
化学的酸素要求量	最大 20 mg/l
浮遊物質量	最大 30 mg/l
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	日間平均 1 mg/l 以下 最大 3 mg/l
備考	測定方法は、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)に定める方法とする。

別表第4(第8条関係)

1 騒音の規制基準

昼間 午前8時から 午後7時まで	朝 午前6時から 午前8時まで 夕 午後7時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 翌日の午前6時まで
55 dB(A)以下	50 dB(A)以下	45 dB(A)以下
備考		
測定方法は、騒音規制法(昭和43年法律第98号)及び公害防止条例(昭和46年宮城県条例第12号)に定める方法とする。		

2 振動の規制基準

昼間 午前8時から 午後7時まで	夜間 午後7時から 翌日の午前8時まで
65dB 以下	60dB 以下
備考	
測定方法は、振動規制法(昭和51年法律第64号)及び公害防止条例(昭和46年宮城県条例第12号)に定める方法とする。	

乙第8号証の1

仙台パワーステーション環境負荷測定結果

公害防止協定第14条に基づく平成29年10月度の環境負荷測定結果をお知らせします。

1. 大気関係

測定項目		大気汚染防止法 排出基準値	協定値	測定値	備考
硫黄酸化物排出量	m ³ /h	97.4	38.8	9.1	
窒素酸化物排出濃度	cm ³ /m ³	250	100	60	
ばいじん排出濃度	g/m ³	0.1	0.05	<0.002	定量下限値※未満

2. 水質関係

測定項目		水質汚濁防止法 排水基準値	協定値	測定値	備考
排水量	m ³ /日	—	最大2,300	1,463	
水素イオン濃度	水素指數	5.0~9.0	5.8~8.6	7.5	
化学的酸素要求量	mg/l	最大160	最大20	8.3	
浮遊物質量	mg/l	最大200	最大30	<5	定量下限値※未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/l	5	日間平均1以下 最大3	<1.0	定量下限値※未満

※定量下限値：ある分析方法によって検出することができる物質の最小量または最小濃度

乙第8号証の2

仙台パワーステーション環境負荷測定結果

公害防止協定第14条に基づく平成29年11月度の環境負荷測定結果をお知らせします。

1. 大気関係

測定項目	大気汚染防止法 排出基準値	協定値	測定値	備考
硫黄酸化物排出量	m ³ /h	97.4	38.8	1.2
窒素酸化物排出濃度	cm ³ /m ³	250	100	74
ばいじん排出濃度	g/m ³	0.1	0.05	0.002

2. 水質関係

測定項目	水質汚濁防止法 排水基準値	協定値	測定値	備考
排水量	m ³ /日	—	最大2,300	1,347
水素イオン濃度	水素指数	5.0~9.0	5.8~8.6	7.4
化学的酸素要求量	mg/l	最大160	最大20	9.1
浮遊物質量	mg/l	最大200	最大30	5
ノマクハキサン抽出物質含有量	mg/l	5	日間平均1以下 最大3	<1.0 定量下限値※未満

※定量下限値：ある分析方法によって検出することができる物質の最小量または最小濃度

乙第8号証の3

仙台パワーステーション環境負荷測定結果

公害防止協定第14条に基づく平成29年12月度の環境負荷測定結果をお知らせします。

1. 大気関係

測定項目	大気汚染防止法 排出基準値	協定値	測定値	備考
硫黄酸化物排出量	m3/h	97.4	38.8	1.0
窒素酸化物排出濃度	cm3/m3	250	100	78
ばいじん排出濃度	g/m3	0.1	0.05	<0.002 定量下限値※未満

2. 水質関係

測定項目	水質汚濁防止法 排水基準値	協定値	測定値	備考
排水量	m3/日	—	最大2,300	1,134
水素イオン濃度	水素指數	5.0~9.0	5.8~8.6	7.5
化学的酸素要求量	mg/l	最大160	最大20	10
浮遊物質量	mg/l	最大200	最大30	<5 定量下限値※未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/l	5	日間平均1以下 最大3	<1.0 定量下限値※未満

※定量下限値：ある分析方法によって検出することができる物質の最小量または最小濃度

乙第8号証の4

仙台パワーステーション環境負荷測定結果

公害防止協定第14条に基づく平成30年1月度の環境負荷測定結果をお知らせします。

1. 大気関係

測定項目		大気汚染防止法 排出基準値	協定値	測定値	備考
硫黄酸化物排出量	m3/h	97.4	38.8	1.0	
窒素酸化物排出濃度	cm3/m3	250	100	72	
ばいじん排出濃度	g/m3	0.1	0.05	<0.002	定量下限値※未満

2. 水質関係

測定項目		水質汚濁防止法 排水基準値	協定値	測定値	備考
排水量	m3/日	—	最大2,300	727	
水素イオン濃度	水素指數	5.0~9.0	5.8~8.6	7.4	
化学的酸素要求量	mg/l	最大160	最大20	6.7	
浮遊物質量	mg/l	最大200	最大30	<5	定量下限値※未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/l	5	日間平均1以下 最大3	<1.0	定量下限値※未満

※定量下限値：ある分析方法によって検出することができる物質の最小量または最小濃度

乙第8号証の5

仙台パワーステーション環境負荷測定結果

公害防止協定第14条に基づく平成30年2月度の環境負荷測定結果をお知らせします。

1. 大気関係

測定項目	大気汚染防止法 排出基準値	協定値	測定値	備考
硫黄酸化物排出量	m ³ /h	97.4	38.8	2.0
窒素酸化物排出濃度	cm ³ /m ³	250	100	72
ばいじん排出濃度	g/m ³	0.1	0.05	<0.002 定量下限値※未満

2. 水質関係

測定項目	水質汚濁防止法 排水基準値	協定値	測定値	備考
排水量	m ³ /日	—	最大2,300	589
水素イオン濃度	水素指数	5.0~9.0	5.8~8.6	7.4
化学的酸素要求量	mg/l	最大160	最大20	7.8
浮遊物質量	mg/l	最大200	最大30	<5 定量下限値※未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/l	5	日間平均1以下 最大3	<1.0 定量下限値※未満

※定量下限値：ある分析方法によって検出することができる物質の最小量または最小濃度

乙第8号証の6

仙台パワーステーション環境負荷測定結果

公害防止協定第14条に基づく平成30年3月度の環境負荷測定結果をお知らせします。

1. 大気関係

測定項目		大気汚染防止法 排出基準値	協定値	測定値	備考
硫黄酸化物排出量	m ³ /h	97.4	38.8	0.5	
窒素酸化物排出濃度	cm ³ /m ³	250	100	72	
ばいじん排出濃度	g/m ³	0.1	0.05	0.002	

2. 水質関係

測定項目		水質汚濁防止法 排水基準値	協定値	測定値	備考
排水量	m ³ /日	—	最大2,300	731	
水素イオン濃度	水素指數	5.0~9.0	5.8~8.6	7.6	
化学的酸素要求量	mg/l	最大160	最大20	7.1	
浮遊物質量	mg/l	最大200	最大30	<5	定量下限値※未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/l	5	日間平均1以下 最大3	<1.0	定量下限値※未満

※定量下限値：ある分析方法によって検出することができる物質の最小量または最小濃度

乙第8号証の7

仙台パワーステーション環境負荷測定結果

公害防止協定第14条に基づく平成30年4月度の環境負荷測定結果をお知らせします。

1. 大気関係

測定項目	大気汚染防止法 排出基準値	協定値	測定値	備考
硫黄酸化物排出量	m3/h	97.4	38.8	1.5
窒素酸化物排出濃度	cm3/m3	250	100	72
ばいじん排出濃度	g/m3	0.1	0.05	0.003

2. 水質関係

測定項目	水質汚濁防止法 排水基準値	協定値	測定値	備考
排水量	m3/日	—	最大2,300	859
水素イオン濃度	水素指數	5.0~9.0	5.8~8.6	7.5
化学的酸素要求量	mg/l	最大160	最大20	6.9
浮遊物質量	mg/l	最大200	最大30	<5 定量下限値※未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/l	5	日間平均1以下 最大3	<1.0 定量下限値※未満

※定量下限値：ある分析方法によって検出することができる物質の最小量または最小濃度



HOME会社概要発電所概要設備概要環境への取り組み環境負荷測定結果

環境負荷測定結果

05月度

公害防止協定第14条に基づく平成30年5月度の環境負荷測定結果をお知らせします。

1. 大気関係

測定項目		大気汚染防止法 排出基準値	協定値	測定値	備考
硫黄酸化物排出量	m ³ /h	97.4	38.8	2.1	
窒素酸化物排出濃度	cm ³ /m ³	250	100	71	
ばいじん排出濃度	g/m ³	0.1	0.05	0.003	

2. 水質関係

測定項目		水質汚濁防止法 排水基準値	協定値	測定値	備考
排水量	m ³ /日	—	最大2,300	1,060	
水素イオン濃度	水素指数	5.0~9.0	5.8~8.6	7.5	
化学的酸素要求量	mg/l	最大160	最大20	6.4	
浮遊物質量	mg/l	最大200	最大30	<5	定量下限値* 未満
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量	mg/l	5	日間平均1以下 最大3	<1.0	定量下限値* 未満

*定量下限値：ある分析方法によって検出することができる物質の最小量または最小濃度

04月度

公害防止協定第14条に基づく平成30年4月度の環境負荷測定結果をお知らせします。

1. 大気関係

測定項目		大気汚染防止法 排出基準値	協定値	測定値	備考
硫黄酸化物排出量	m ³ /h	97.4	38.8	1.5	
窒素酸化物排出濃度	cm ³ /m ³	250	100	72	
ばいじん排出濃度	g/m ³	0.1	0.05	0.003	

2. 水質関係

測定項目		水質汚濁防止法 排水基準値	協定値	測定値	備考
排水量	m3／日	-	最大2,300	859	
水素イオン濃度	水素指数	5.0～9.0	5.8～8.6	7.5	
化学的酸素要求量	mg/l	最大160	最大20	6.9	
浮遊物質量	mg/l	最大200	最大30	<5	定量下限値* 未満
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量	mg/l	5	日間平均1以下 最大3	<1.0	定量下限値* 未満

*定量下限値：ある分析方法によって検出することができる物質の最小量または最小濃度

お問い合わせプライバシーポリシーサイトポリシー

仙台パワーステーション株式会社

(c)2017仙台パワーステーション株式会社

乙第9号証の1

[トップページ](#) > [分類でさがす](#) > [くらし・環境](#) > [環境・エコ・エネルギー](#) > [大気環境](#) > 多賀城市、七ヶ浜町における大気環境の測定結果について

読み上げる

多賀城市、七ヶ浜町における大気環境の測定結果について

[通常ページへ戻る](#) 掲載日：2018年3月6日更新

多賀城市、七ヶ浜町における大気環境の測定結果

宮城県では、以下のとおり大気環境の測定を行いましたので、お知らせします。

第4回目 測定結果

(1) 測定期間

- 多賀城市：平成30年1月26日（金曜日）から平成30年2月1日（木曜日）まで（連続7日間）
- 七ヶ浜町：平成30年2月15日（木曜日）から平成30年2月21日（水曜日）まで（連続7日間）

(2) 測定場所

- 多賀城市役所 西側駐車場
- 七ヶ浜町 松ヶ浜地区避難所

(3) 測定結果

[第4回測定結果 \[PDFファイル／128KB\]](#)

第3回目 測定結果

(1) 測定期間

- 多賀城市：平成29年10月20日（金曜日）から平成29年10月26日（木曜日）まで（連続7日間）
- 七ヶ浜町：平成29年10月12日（木曜日）から平成29年10月18日（水曜日）まで（連続7日間）

(2) 測定場所

- 多賀城市役所 西側駐車場
- 七ヶ浜町 松ヶ浜地区避難所

(3) 測定結果

[第3回測定結果 \[PDFファイル／127KB\]](#)

第2回目 測定結果

(1) 測定期間

- 多賀城市：平成29年7月21日（金曜日）から平成29年7月27日（木曜日）まで（連続7日間）
- 七ヶ浜町：平成29年7月13日（木曜日）から平成29年7月19日（水曜日）まで（連続7日間）

(2) 測定場所

- 多賀城市役所 西側駐車場
- 七ヶ浜町 松ヶ浜地区避難所

(3) 測定結果

[第2回測定結果 \[PDFファイル／127KB\]](#)**第1回目 測定結果**

(1) 測定期間

○多賀城市：平成29年6月6日（火曜日）から平成29年6月12日（火曜日）まで（連続7日間）

●七ヶ浜町：平成29年6月30日（金曜日）から平成29年7月6日（木曜日）まで（連続7日間）

(2) 測定場所

○多賀城市役所 西側駐車場

●七ヶ浜町 松ヶ浜地区避難所

(3) 測定結果

[第1回測定結果 \[PDFファイル／127KB\]](#)**このページに関するお問い合わせ先****環境対策課**

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号13階南側

大気環境班

Tel : 022-211-2665

Fax : 022-211-2696

[メールでのお問い合わせはこちらから](#)

現在位置 [ホーム](#) > [くらしの情報](#) > [住みよい街に](#) > [まち美化、環境保全](#) > [公害防止](#) > [大気汚染防止対策](#) > [大気の状況（速報値）](#) > 仙台港周辺での環境調査

更新日：2018年7月1日

仙台港周辺での環境調査

仙台港周辺における火力発電所の立地を踏まえ、次の1.から3.の環境調査を行っています。

1.仙台港周辺の大気測定局での観測

市内の大気汚染測定局では、大気環境を常に監視するため、年間を通じ24時間連続して大気汚染物質の測定を行っています。平成30年7月から蒲生雨水ポンプ場でもPM2.5の常時監視を開始しました。

- [現在の速報値はこちらから（過去の測定値もご覧いただけます）。（外部サイトへリンク）](#)

2.蒲生干潟近辺の大気調査

硫黄酸化物など大気汚染物質6種類と、水銀などの有害大気汚染物質21種類を「蒲生雨水ポンプ場」で測定します。

- [大気調査結果はこちら（平成30年6月29日更新）](#)

3.仙台港内と蒲生干潟近傍での海域調査

海域での水質調査のうち、水銀等の有害物質についてこれまでの仙台港周辺の2地点に加え、港内と蒲生干潟への影響が把握できる2地点を追加して測定します。

- [水質調査結果はこちら（平成30年6月29日更新）](#)

お問い合わせ

環境局環境対策課

仙台市青葉区二日町6-12二日町第二仮庁舎5階

電話番号：022-214-8222 フax：022-214-0580

仙台市役所 法人番号 8000020041009

〒980-8671 宮城県仙台市青葉区国分町3丁目7番1号 | 代表電話 022-261-1111

市役所・区役所などの一般的な業務時間は8時30分～17時00分です。

(土日祝日および12月29日～1月3日はお休みです) ただし、施設によって異なる場合があります。

Copyright©City of Sendai All Rights Reserved.

乙第10号証の4

① 仙台市 大気環境情報サイト

仙台市内の大気観測データをリアルタイムで提供しています

 観測結果を見る 環境基準 光化学オキシダント
注意報等発令状況 PM2.5注意喚起
発令状況 リンク集

お知らせ

現在、メンテナンスを行っている測定機器はありません。
点検等により一日「調整中」となることがあります。ご了承ください。

⌚ 2018年07月10日の測定値の推移

測定項目別の一日の測定値の推移を表示しています。

他の日にちを選ぶ

2018年07月10日

他の測定項目を選ぶ

二酸化硫黄(ppb)

表示

一般局

自排局

その他（蒲生干潟近辺での測定）

気象局

測定項目について

- は測定機調整中または欠測です。

測定局名	1時	2時	3時	4時	5時	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時	23時	24時	最大	平均
福室	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	
福岡	-	0	0	1	1	0	1	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	2	3	3	6	3	3	6	1
中野	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	2	1
苦竹	自	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	2	2	4	5	3	2	5	1
最大		0	0	1	1	1	0	1	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	2	3	4	6	3	3		

全局・全項目の現在の測定値を見る

※測定値について 濃度レベルにより色分けして表示しています。

○PM2.5 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以上：橙 70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以上：赤

○光化学オキシダント 60ppb以上：橙 120ppb以上：赤

測定データは速報値であり修正されることがあります。

(PM2.5の測定値) 自動測定器の測定原理における誤差要因等により、濃度が非常に低い場合1時間値がマイナス値になることがあります。

PM2.5の環境基準は日平均値であり、1時間値の測定値は参考値です。

⌚ お問い合わせ

環境局環境対策課大気係

〒980-8671 仙台市青葉区二日町6-12 MSビル二日町5階

電話：022-214-8222 ファクス：022-214-0580

メールアドレス：kan007120@city.sendai.jp

Copyright©City of Sendai All Rights Reserved.

乙第10号証の6

① 仙台市 大気環境情報サイト

仙台市内の大気観測データをリアルタイムで提供しています

観測結果を見る

環境基準

 光化学オキシダント
注意報等発令状況 PM2.5注意喚起
発令状況

リンク集

お知らせ

現在、メンテナンスを行っている測定機器はありません。
点検等により一日「調整中」となることがあります。ご了承ください。

⌚ 2018年07月10日の測定値の推移

測定項目別の一日の測定値の推移を表示しています。

他の日にちを選ぶ

2018年07月10日

他の測定項目を選ぶ

光化学オキシダント(ppb)



表示

一般局

自排局

その他（蒲生干潟近辺での測定）

気象局

測定項目について



- は測定機調整中または欠測です。

測定局名	1時	2時	3時	4時	5時	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時	23時	24時	最大	平均
福室	-	13	16	9	6	9	10	12	13	20	29	34	43	45	33	39	45	46	25	11	23	21	21	16	46	23
岩切	-	12	13	12	8	3	3	9	16	18	24	35	37	36	30	28	33	35	45	28	27	23	16	12	45	22
鶴谷	-	16	17	16	10	7	9	11	22	30	36	48	46	46	43	37	37	46	50	37	24	26	24	17	50	28
榴岡	-	12	10	8	7	7	7	9	19	22	35	45	45	47	44	39	42	45	52	44	28	15	11	11	52	26
長町	-	9	8	9	5	4	7	14	20	23	38	42	46	47	40	39	43	48	55	46	36	25	15	14	55	28
中山	-	14	11	11	10	10	10	13	20	30	39	50	57	52	46	49	50	41	42	42	35	28	15	12	57	30
中野	-	14	14	14	13	13	14	14	18	24	32	35	48	51	37	43	52	58	46	35	16	17	11	12	58	27
七郷	-	9	11	12	12	12	11	13	16	24	31	34	44	47	37	39	47	55	51	40	28	22	15	13	55	27
山田	-	4	6	8	5	7	10	13	19	26	39	51	50	48	48	44	43	43	46	47	38	29	13	17	51	28
七北田	-	13	13	13	12	8	7	13	19	26	37	51	52	49	44	37	37	43	42	34	25	25	21	17	52	28
広瀬	-	11	5	6	7	7	11	18	28	35	45	53	53	52	45	46	47	47	37	31	26	11	9	11	53	28
最大	-	16	17	16	13	13	14	18	28	35	45	53	57	52	48	49	52	58	55	47	38	29	24	17		

全局・全項目の現在の測定値を見る

※測定値について 濃度レベルにより色分けして表示しています。

○PM2.5 35μg/m3以上 : 橙 70μg/m3以上 : 赤

○光化学オキシダント 60ppb以上 : 橙 120ppb以上 : 赤

測定データは速報値であり修正されることがあります。

(PM2.5の測定値) 自動測定器の測定原理における誤差要因等により、濃度が非常に低い場合1時間値がマイナス値になることがあります。

PM2.5の環境基準は日平均値であり、1時間値の測定値は参考値です。

⌚ お問い合わせ

環境局環境対策課大気係

〒980-8671 仙台市青葉区二日町6-12 MSビル二日町5階

電話 : 022-214-8222 フax : 022-214-0580

メールアドレス : kan007120@city.sendai.jp

Copyright©City of Sendai All Rights Reserved.

乙第10号証の9

① 仙台市 大気環境情報サイト

仙台市内の大気観測データをリアルタイムで提供しています

観測結果を見る

環境基準

 光化学オキシダント
注意報等発令状況 PM2.5注意喚起
発令状況

リンク集

お知らせ

現在、メンテナンスを行っている測定機器はありません。
点検等により一日「調整中」となることがあります。ご了承ください。

⌚ 2018年07月10日の測定値の推移

測定項目別の一日の測定値の推移を表示しています。

他の日にちを選ぶ

2018年07月10日

他の測定項目を選ぶ

一酸化炭素(ppm)



表示

一般局

自排局

その他（蒲生干潟近辺での測定）

気象局

測定項目について



- は測定機調整中または欠測です。

測定期名	1時	2時	3時	4時	5時	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時	23時	24時	最大	平均
将監	白	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.2	0.2	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2	0.3	0.2
北根	白	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.4	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.2	0.4	0.2
最大		0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.4	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.2		

全局・全項目の現在の測定値を見る

※測定値について 濃度レベルにより色分けして表示しています。

○PM2.5 35μg/m3以上：橙 70μg/m3以上：赤

○光化学オキシダント 60ppb以上：橙 120ppb以上：赤

測定データは速報値であり修正されることがあります。

(PM2.5の測定値) 自動測定器の測定原理における誤差要因等により、濃度が非常に低い場合1時間値がマイナス値になることがあります。

PM2.5の環境基準は日平均値であり、1時間値の測定値は参考値です。

⌚ お問い合わせ

環境局環境対策課大気係

〒980-8671 仙台市青葉区二日町6-12 MSビル二日町5階

電話：022-214-8222 フax：022-214-0580

メールアドレス：kan007120@city.sendai.jp

Copyright©City of Sendai All Rights Reserved.

乙第10号証の10

 仙台市 大気環境情報サイト

仙台市内の大気観測データをリアルタイムで提供しています

 観測結果を見る 環境基準 光化学オキシダント
 注意報等発令状況 PM2.5注意喚起
 発令状況 リンク集 お知らせ現在、メンテナンスを行っている測定機器はありません。
点検等により一日「調整中」となることがあります。ご了承ください。 2018年07月10日の測定値の推移

測定項目別の一日の測定値の推移を表示しています。

他の日にちを選ぶ

他の測定項目を選ぶ

メタン(ppmC)

 一般局 自排局 その他（蒲生干潟近辺での測定） 気象局 測定項目について - は測定機調整中または欠測です。

測定期名	1時	2時	3時	4時	5時	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時	23時	24時	最大	平均
柳岡	-	1.92	2.00	2.01	1.98	1.95	1.98	1.96	1.95	1.93	1.94	1.93	1.88	1.86	1.87	1.88	1.89	1.90	1.88	1.87	1.88	1.89	1.90	1.89	2.01	1.92
中野	1.85	1.87	1.93	1.86	1.86	1.87	1.85	1.89	1.86	1.87	1.89	1.88	1.85	1.85	1.85	1.85	1.88	1.84	1.83	1.86	1.88	1.85	1.84	1.93	1.86	
将監	自	-	1.91	1.92	1.93	1.93	1.96	1.96	1.95	1.94	1.94	1.92	1.91	1.88	1.87	1.87	1.87	1.88	1.89	1.89	1.89	1.90	1.89	1.89	1.96	1.91
最大	1.85	1.92	2.00	2.01	1.98	1.96	1.98	1.96	1.95	1.94	1.94	1.93	1.91	1.88	1.87	1.88	1.89	1.90	1.89	1.89	1.89	1.90	1.90	1.89	1.96	1.91

全局・全項目の現在の測定値を見る 

※測定値について 濃度レベルにより色分けして表示しています。

○PM2.5 35μg/m3以上：橙 70μg/m3以上：赤

○光化学オキシダント 60ppb以上：橙 120ppb以上：赤

測定データは速報値であり修正されることがあります。

(PM2.5の測定値) 自動測定器の測定原理における誤差要因等により、濃度が非常に低い場合1時間値がマイナス値になることがあります。

PM2.5の環境基準は日平均値であり、1時間値の測定値は参考値です。

 お問い合わせ

環境局環境対策課大気係

〒980-8671 仙台市青葉区二日町6-12 MSビル二日町5階

電話：022-214-8222 フax: 022-214-0580

メールアドレス：kan007120@city.sendai.jp

Copyright©City of Sendai All Rights Reserved.

① 仙台市 大気環境情報サイト

仙台市内の大気観測データをリアルタイムで提供しています

 観測結果を見る 環境基準 光化学オキシダント 注意報等発令状況 PM2.5注意喚起 発令状況 リンク集

お知らせ

現在、メンテナンスを行っている測定機器はありません。
点検等により一日「調整中」となることがあります。ご了承ください。

2018年07月10日の測定値の推移

測定項目別の一日の測定値の推移を表示しています。

他の日にちを選ぶ

他の測定項目を選ぶ

非メタン炭化水素(ppmC)

 表示

一般局 自排局 その他（蒲生干潟近辺での測定） 気象局 測定項目について - は測定機調整中または欠測です。

測定期名	1時	2時	3時	4時	5時	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時	23時	24時	最大	平均
柳岡	-	0.10	0.15	0.11	0.12	0.13	0.13	0.12	0.11	0.10	0.10	0.09	0.08	0.09	0.09	0.09	0.09	0.10	0.09	0.11	0.11	0.13	0.17	0.17	0.11	
中野	0.18	0.17	0.20	0.18	0.17	0.16	0.16	0.19	0.15	0.18	0.18	0.18	0.15	0.18	0.15	0.15	0.15	0.12	0.20	0.17	0.15	0.22	0.23	0.23	0.19	0.23
押塙	自	-	0.11	0.12	0.13	0.13	0.14	0.15	0.16	0.16	0.15	0.18	0.16	0.14	0.14	0.16	0.16	0.16	0.17	0.34	0.27	0.25	0.17	0.17	0.34	0.17
最大	0.18	0.17	0.20	0.18	0.17	0.16	0.16	0.19	0.16	0.18	0.18	0.18	0.16	0.18	0.15	0.16	0.16	0.20	0.17	0.34	0.27	0.25	0.23	0.19		

全局・全項目の現在の測定値を見る

※測定値について 濃度レベルにより色分けして表示しています。

OPM2.5 35μg/m3以上：橙 70μg/m3以上：赤

○光化学オキシダント 60ppb以上：橙 120ppb以上：赤

測定データは速報値であり修正されることがあります。

(PM2.5の測定値) 自動測定器の測定原理における誤差要因等により、濃度が非常に低い場合1時間値がマイナス値になることがあります。

PM2.5の環境基準は日平均値であり、1時間値の測定値は参考値です。

お問い合わせ

環境局環境対策課大気係

〒980-8671 仙台市青葉区二日町6-12 MSビル二日町5階

電話：022-214-8222 フax：022-214-0580

メールアドレス：kan007120@city.sendai.jp

Copyright©City of Sendai All Rights Reserved.

仙台市 大気環境情報サイト

仙台市内の大気観測データをリアルタイムで提供しています

 観測結果を見る 環境基準 光化学オキシダント
注意報等発令状況 PM2.5注意喚起
発令状況 リンク集

お知らせ

現在、メンテナンスを行っている測定機器はありません。
点検等により一日「調整中」となることがあります。ご了承ください。

2018年07月10日の測定値の推移

測定項目別の一日の測定値の推移を表示しています。

他の日にちを選ぶ

他の測定項目を選ぶ

全炭化水素(ppmC)

 表示
 一般局 自排局 その他（蒲生干潟近辺での測定） 気象局 測定項目について - は測定機調整中または欠測です。

測定期名	1時	2時	3時	4時	5時	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時	23時	24時	最大	平均	
榴岡	-	2.02	2.15	2.12	2.10	2.08	2.11	2.08	2.06	2.03	2.04	2.02	1.96	1.95	1.96	1.97	1.98	2.00	1.97	1.98	1.99	2.02	2.07	2.06	2.15	2.03	
中野	2.03	2.04	2.13	2.04	2.03	2.03	2.01	2.08	2.01	2.05	2.07	2.06	2.00	2.03	2.00	2.00	1.97	2.08	2.01	1.98	2.08	2.11	2.08	2.03	2.13	2.04	
将監	自	-	2.02	2.04	2.06	2.06	2.10	2.11	2.11	2.10	2.10	2.07	2.10	2.07	2.02	2.01	2.03	2.03	2.04	2.06	2.23	2.16	2.15	2.06	2.06	2.23	2.08
最大	2.03	2.04	2.15	2.12	2.10	2.10	2.11	2.11	2.10	2.10	2.07	2.10	2.07	2.03	2.01	2.03	2.03	2.08	2.06	2.23	2.16	2.15	2.08	2.06	2.15	2.08	2.06

全局・全項目の現在の測定値を見る

※測定値について 濃度レベルにより色分けして表示しています。

○PM2.5 35μg/m3以上：橙 70μg/m3以上：赤

○光化学オキシダント 60ppb以上：橙 120ppb以上：赤

測定データは速報値であり修正されることがあります。

(PM2.5の測定値) 自動測定器の測定原理における誤差要因等により、濃度が非常に低い場合1時間値がマイナス値になることがあります。

PM2.5の環境基準は日平均値であり、1時間値の測定値は参考値です。

お問い合わせ

環境局環境対策課大気係

〒980-8671 仙台市青葉区二日町6-12 MSビル二日町5階

電話：022-214-8222 フax：022-214-0580

メールアドレス：kan007120@city.sendai.jp

Copyright©City of Sendai All Rights Reserved.

現在位置 [ホーム](#) > [くらしの情報](#) > [住みよい街に](#) > [まち美化、環境保全](#) > [公害防止](#) > [大気汚染防止対策](#) > [大気の状況（速報値）](#) > [仙台港周辺での環境調査](#) > 蒲生干潟近辺での大気調査結果

更新日：2018年6月29日

蒲生干潟近辺での大気調査結果

更新情報

平成30年5月に実施した仙台港周辺環境調査の結果を更新しました。

PM2.5や水銀等の数値は環境基準を下回っていました。石炭火力発電所の稼動前と比較しても通常の変動の範囲内で推移しております。

1. 平成30年度調査結果

平成30年度は蒲生雨水ポンプ場で年4回測定します（5月、8月、10月、2月を予定）。

- [大気調査結果（5月分）（平成30年6月29日更新）（PDF：185KB）](#)

2. 平成29年度調査結果

平成29年度は蒲生雨水ポンプ場で年6回測定を実施しました。内訳は、石炭火力発電所の稼動前後に各2回と緊急環境調査が2回です。

- [稼動前大気調査結果（4月分）（平成29年5月30日更新）（PDF：180KB）](#)
- [稼動前大気調査結果（5月分）（平成29年6月30日更新）（PDF：179KB）](#)
- [緊急環境調査結果（8月分）（平成29年9月15日更新）（PDF：185KB）](#)
- [緊急環境調査結果（9月分）（平成29年9月28日更新）（PDF：186KB）](#)
- [稼動後大気調査結果（10月分）（平成29年11月20日更新）（PDF：184KB）](#)
- [稼動後大気調査結果（2月分）（平成30年3月20日更新）（PDF：184KB）](#)

調査地点



出典：国土地理院ウェブサイト (<http://maps.gsi.go.jp/> (外部サイトへリンク)) : 地理院タイルを加工して作成

大気調査の様子(蒲生雨水ポンプ場、平成30年5月撮影)



お問い合わせ

環境局環境対策課

仙台市青葉区二日町6-12二日町第二仮庁舎5階

電話番号：022-214-8222 ファクス：022-214-0580

仙台市役所 法人番号 8000020041009

〒980-8671 宮城県仙台市青葉区国分町3丁目7番1号 | 代表電話 022-261-1111

市役所・区役所などの一般的な業務時間は8時30分～17時00分です。

(土日祝日および12月29日～1月3日はお休みです) ただし、施設によって異なる場合があります。

Copyright©City of Sendai All Rights Reserved.

乙第10号証の14

蒲生干潟近辺での大気調査結果（4月分）

1. 調査日

- ・(1)～(6)：平成 29 年 4 月 16 日から 4 月 22 日
 - ・(7)：平成 29 年 4 月 20 日から 21 日（24 時間採取）

2. 調查結果（速報値）

(1) 二酸化硫黄(ppb)：上段が日平均値^{※1}、(下段が1時間値^{※2}の最高値)

(2) 二氧化氮 (ppb) : 日平均值

	4/16	4/17	4/18	4/19	4/20	4/21	4/22
蒲生雨水ポンプ場	4	3	3	3	3	9	9
環境基準	日平均値が 40 ppb～60 ppb の範囲内もしくはそれ以下						

(3) PM2.5 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$) : 日平均值

	4/16	4/17	4/18	4/19	4/20	4/21	4/22
蒲生雨水ポンプ場	23	19	6	11	4	7	8
環境基準	日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下						

(4) SPM ($\mu\text{g}/\text{m}^3$) : 上段が日平均値、(下段が1時間値の最高値)

(5) 光化学オキシダント (ppb)：昼間（5時から20時まで）の1時間値の最高値

(6) 非メタン炭化水素 (ppmC) : 3 時間平均値 (午前 6 時から 9 時までの平均値)

(7) 有害大気汚染物質

No	測定項目	単位	蒲生雨水 ポンプ場	環境基準 (指針値) ^{※5)}
1	ベンゼン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.32	3 以下
2	トリクロロエチレン		不検出	200〃
3	テトラクロロエチレン		0.11	200〃
4	ジクロロメタン		0.58	150〃
5	アクリロニトリル		0.027	(2 以下)
6	塩化ビニルモノマー		不検出	(10〃)
7	クロロホルム		0.086	(18〃)
8	1,2-ジクロロエタン		0.11	(1.6〃)
9	1,3-ブタジエン		0.061	(2.5〃)
10	アセトアルデヒド		0.86	—
11	塩化メチル		1.3	—
12	酸化エチレン		0.038	—
13	トルエン		1.2	—
14	ホルムアルデヒド		1.7	—
15	水銀及びその化合物	ng/m^3	1.7	(40 以下)
16	ニッケル化合物		1.9	(25〃)
17	ヒ素及びその化合物		0.31	(6〃)
18	マンガン及びその化合物		20	(140〃)
19	クロム及びその化合物		1.6	—
20	ベリリウム及びその化合物		不検出	—
21	ベンゾ [a] ピレン		0.030	—

※1 「日平均値」

: 1日(1時～24時)に測定された24時間分の1時間値の平均値

※2 「1時間値」

: 1時間の間に得られた測定値

※3 「環境基準」

: 人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準

※4 「指針値」

: 日中の光化学オキシダント濃度の上昇を防ぐため、光化学オキシダントの環境基準に対応する指針として設定された値

※5 「指針値」

: 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値

乙第10号証の15

蒲生干潟近辺での大気調査結果（5月分）

1. 調査目

- ・(1)～(6)：平成 29 年 5 月 10 日から 5 月 16 日
 - ・(7)：平成 29 年 5 月 11 日から 12 日（24 時間採取）

2. 調査結果（速報値）

(1) 二酸化硫黄(ppb)：上段が日平均値^{*1}、(下段が1時間値^{*2}の最高値)

(2) 二氧化硫(ppb)：日平均值

	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16
蒲生雨水ポンプ場	7	7	6	1	7	4	5
環境基準	日平均値が 40 ppb ~60 ppb の範囲内もしくはそれ以下						

(3) PM_{2.5} ($\mu\text{g}/\text{m}^3$) : 日平均值

	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16
蒲生雨水ポンプ場	13	11	12	5	6	4	5
環境基準	日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下						

(4) SPM ($\mu\text{g}/\text{m}^3$) : 上段が日平均値、(下段が1時間値の最高値)

	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16
蒲生雨水ポンプ場	33 (73)	38 (102)	33 (99)	28 (54)	24 (55)	24 (48)	22 (56)
環境基準	日平均値が 100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下かつ 1 時間値が 200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下						

(5) 光化学オキシダント (ppb)：昼間（5時から20時まで）の1時間値の最高値

	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16
蒲生雨水ポンプ場	63	58	66	54	44	47	49
環境基準	昼間（5時から20時まで）の1時間値が60 ppb以下						

(6) 非メタン炭化水素 (ppmC) : 3 時間平均値 (午前 6 時から 9 時までの平均値)

(7) 有害大気汚染物質

No	測定項目	単位	蒲生雨水 ポンプ場	環境基準 (指針値※5)
1	ベンゼン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.51	3 以下
2	トリクロロエチレン		0.036	200 ノ
3	テトラクロロエチレン		0.085	200 ノ
4	ジクロロメタン		1.0	150 ノ
5	アクリロニトリル		0.036	(2 以下)
6	塩化ビニルモノマー		0.014	(10 ノ)
7	クロロホルム		0.16	(18 ノ)
8	1, 2-ジクロロエタン		0.19	(1.6 ノ)
9	1, 3-ブタジエン		0.030	(2.5 ノ)
10	アセトアルデヒド		1.0	—
11	塩化メチル		0.98	—
12	酸化エチレン		0.061	—
13	トルエン		3.6	—
14	ホルムアルデヒド		1.8	—
15	水銀及びその化合物	ng/m^3	2.8	(40 以下)
16	ニッケル化合物		1.9	(25 ノ)
17	ヒ素及びその化合物		1.8	(6 ノ)
18	マンガン及びその化合物		47	(140 ノ)
19	クロム及びその化合物		8.1	—
20	ベリリウム及びその化合物		0.024	—
21	ベンゾ [a] ピレン		0.047	—

※1 「日平均値」

: 1 日 (1 時~24 時) に測定された 24 時間分の 1 時間値の平均値

※2 「1 時間値」

: 1 時間の間に得られた測定値

※3 「環境基準」

: 人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準

※4 「指針値」

: 日中の光化学オキシダント濃度の上昇を防ぐため、光化学オキシダントの環境基準に対応する指針として設定された値

※5 「指針値」

: 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値

乙第10号証の16

蒲生干潟近辺での大気調査 緊急環境調査結果（8月分）

1. 調査日

- ・(1)～(6)：平成 29 年 8 月 24 日から 8 月 30 日
 - ・(7)：平成 29 年 8 月 28 日から 29 日（24 時間採取）

2. 調查結果（速報値）

(1) 二酸化硫黄(ppb)：上段が日平均値^{※1}、(下段が1時間値^{※2}の最高値)

(2) 二氧化氮 (ppb) : 日平均值

	8/24	8/25	8/26	8/27	8/28	8/29	8/30
蒲生雨水ポンプ場	7	5	6	2	6	6	9
環境基準	日平均値が 40 ppb～60 ppb の範囲内もしくはそれ以下						

(3) PM2.5 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)：日平均值

	8/24	8/25	8/26	8/27	8/28	8/29	8/30
蒲生雨水ポンプ場	10	7	9	7	10	19	6
環境基準	日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下						

(4) SPM ($\mu\text{ g}/\text{m}^3$) : 上段が日平均値、(下段が1時間値の最高値)

	8/24	8/25	8/26	8/27	8/28	8/29	8/30
蒲生雨水ポンプ場	35 (117)	44 (167)	37 (141)	42 (148)	37 (122)	43 (127)	20 (79)
環境基準	日平均値が 100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下かつ 1 時間値が 200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下						

(5) 光化学オキシダント (ppb)：昼間（5 時から 20 時まで）の 1 時間値の最高値

	8/24	8/25	8/26	8/27	8/28	8/29	8/30
蒲生雨水ポンプ場	49	45	51	51	51	74	37
環境基準	昼間（5時から20時まで）の1時間値が60 ppb以下						

(6) 非メタン炭化水素 (ppmC) : 3 時間平均値 (午前 6 時から 9 時までの平均値)

(7) 有害大気汚染物質

No	測定項目	単位	蒲生雨水 ポンプ場	環境基準 (指針値※5)
1	ベンゼン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.28	3 以下
2	トリクロロエチレン		0.053	200 //
3	テトラクロロエチレン		0.041	200 //
4	ジクロロメタン		0.90	150 //
5	アクリロニトリル		0.045	(2 以下)
6	塩化ビニルモノマー		不検出	(10 //
7	クロロホルム		0.21	(18 //
8	1,2-ジクロロエタン		0.20	(1.6 //
9	1,3-ブタジエン		不検出	(2.5 //
10	アセトアルデヒド		1.1	—
11	塩化メチル		1.2	—
12	酸化エチレン		0.039	—
13	トルエン		1.2	—
14	ホルムアルデヒド		2.3	—
15	水銀及びその化合物	ng/m^3	3.2	(40 以下)
16	ニッケル化合物		1.4	(25 //
17	ヒ素及びその化合物		2.8	(6 //
18	マンガン及びその化合物		17	(140 //
19	クロム及びその化合物		1.4	—
20	ベリリウム及びその化合物		不検出	—
21	ベンゾ[a]ピレン		0.026	—

※1 「日平均値」

: 1日（1時～24時）に測定された24時間分の1時間値の平均値

※2 「1時間値」

: 1時間の間に得られた測定値

※3 「環境基準」

: 人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準

※4 「指針値」

: 日中の光化学オキシダント濃度の上昇を防ぐため、光化学オキシダントの環境基準に対応する指針として設定された値

※5 「指針値」

: 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値

(7) 有害大気汚染物質

No	測定項目	単位	蒲生雨水 ポンプ場	環境基準 (指針値) ^{※5)}
1	ベンゼン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.33	3 以下
2	トリクロロエチレン		不検出	200〃
3	テトラクロロエチレン		不検出	200〃
4	ジクロロメタン		1.4	150〃
5	アクリロニトリル		0.033	(2 以下)
6	塩化ビニルモノマー		不検出	(10〃)
7	クロロホルム		0.21	(18〃)
8	1,2-ジクロロエタン		0.11	(1.6〃)
9	1,3-ブタジエン		0.042	(2.5〃)
10	アセトアルデヒド		1.1	—
11	塩化メチル		0.93	—
12	酸化エチレン		0.069	—
13	トルエン		2.9	—
14	ホルムアルデヒド		2.8	—
15	水銀及びその化合物	ng/m^3	1.6	(40 以下)
16	ニッケル化合物		1.7	(25〃)
17	ヒ素及びその化合物		1.1	(6〃)
18	マンガン及びその化合物		64	(140〃)
19	クロム及びその化合物		3.5	—
20	ベリリウム及びその化合物		0.036	—
21	ベンゾ[a]ピレン		0.041	—

※1 「日平均値」

: 1日(1時～24時)に測定された24時間分の1時間値の平均値

※2 「1時間値」

: 1時間の間に得られた測定値

※3 「環境基準」

: 人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準

※4 「指針値」

: 日中の光化学オキシダント濃度の上昇を防ぐため、光化学オキシダントの環境基準に対応する指針として設定された値

※5 「指針値」

: 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値

(7) 有害大気汚染物質

No	測定項目	単位	蒲生雨水 ポンプ場	環境基準 (指針値※5)
1	ベンゼン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.30	3 以下
2	トリクロロエチレン		不検出	200 //
3	テトラクロロエチレン		0.023	200 //
4	ジクロロメタン		0.76	150 //
5	アクリロニトリル		0.011	(2 以下)
6	塩化ビニルモノマー		不検出	(10 //
7	クロロホルム		0.15	(18 //
8	1, 2-ジクロロエタン		0.090	(1.6 //
9	1, 3-ブタジエン		0.040	(2.5 //
10	アセトアルデヒド		0.98	—
11	塩化メチル		1.2	—
12	酸化エチレン		0.066	—
13	トルエン		2.8	—
14	ホルムアルデヒド		1.3	—
15	水銀及びその化合物	ng/m^3	1.4	(40 以下)
16	ニッケル化合物		1.6	(25 //
17	ヒ素及びその化合物		0.61	(6 //
18	マンガン及びその化合物		64	(140 //
19	クロム及びその化合物		3.2	—
20	ベリリウム及びその化合物		0.035	—
21	ベンゾ [a] ピレン		0.039	—

※1 「日平均値」

: 1日（1時～24時）に測定された24時間分の1時間値の平均値

※2 「1時間値」

: 1時間の間に得られた測定値

※3 「環境基準」

: 人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準

※4 「指針値」

: 日中の光化学オキシダント濃度の上昇を防ぐため、光化学オキシダントの環境基準に対応する指針として設定された値

※5 「指針値」

: 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値

(7) 有害大気汚染物質

No	測定項目	単位	蒲生雨水 ポンプ場	環境基準 (指針値※5)
1	ベンゼン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.63	3 以下
2	トリクロロエチレン		0.029	200〃
3	テトラクロロエチレン		0.038	200〃
4	ジクロロメタン		0.49	150〃
5	アクリロニトリル		0.014	(2 以下)
6	塩化ビニルモノマー		0.017	(10 〃)
7	クロロホルム		0.10	(18 〃)
8	1, 2-ジクロロエタン		0.10	(1.6 〃)
9	1, 3-ブタジエン		0.026	(2.5 〃)
10	アセトアルデヒド		0.64	—
11	塩化メチル		0.98	—
12	酸化エチレン		0.044	—
13	トルエン		0.72	—
14	ホルムアルデヒド		0.85	—
15	水銀及びその化合物	ng/m^3	1.7	(40 以下)
16	ニッケル化合物		不検出	(25 〃)
17	ヒ素及びその化合物		0.33	(6 〃)
18	マンガン及びその化合物		11	(140 〃)
19	クロム及びその化合物		1.3	—
20	ベリリウム及びその化合物		不検出	—
21	ベンゾ [a] ピレン		0.047	—

※1 「日平均値」

: 1 日 (1 時~24 時) に測定された 24 時間分の 1 時間値の平均値

※2 「1 時間値」

: 1 時間の間に得られた測定値

※3 「環境基準」

: 人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準

※4 「指針値」

: 日中の光化学オキシダント濃度の上昇を防ぐため、光化学オキシダントの環境基準に対応する指針として設定された値

※5 「指針値」

: 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値

(7) 有害大気汚染物質

No	測定項目	単位	蒲生雨水 ポンプ場	環境基準 (指針値※5)
1	ベンゼン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.72	3 以下
2	トリクロロエチレン		0.13	200〃
3	テトラクロロエチレン		0.083	200〃
4	ジクロロメタン		1.6	150〃
5	アクリロニトリル		0.039	(2 以下)
6	塩化ビニルモノマー		0.018	(10 〃)
7	クロロホルム		0.29	(18 〃)
8	1, 2-ジクロロエタン		0.33	(1.6 〃)
9	1, 3-ブタジエン		0.021	(2.5 〃)
10	アセトアルデヒド		4.7	—
11	塩化メチル		1.4	—
12	酸化エチレン		0.15	—
13	トルエン		2.9	—
14	ホルムアルデヒド		4.1	—
15	水銀及びその化合物	ng/m^3	2.4	(40 以下)
16	ニッケル化合物		5.2	(25 〃)
17	ヒ素及びその化合物		2.1	(6 〃)
18	マンガン及びその化合物		81	(140 〃)
19	クロム及びその化合物		6.0	—
20	ベリリウム及びその化合物		0.052	—
21	ベンゾ [a] ピレン		0.14	—

※1 「日平均値」

: 1 日 (1 時～24 時) に測定された 24 時間分の 1 時間値の平均値

※2 「1 時間値」

: 1 時間の間に得られた測定値

※3 「環境基準」

: 人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準

※4 「指針値」

: 日中の光化学オキシダント濃度の上昇を防ぐため、光化学オキシダントの環境基準に対応する指針として設定された値

※5 「指針値」

: 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値

乙第11号証

か、震災による影響とその復旧状況について、お知らせいただきたいと思います。

◎(石田幸司水産業基盤整備課長)

ただいまの御質問ですが、震災前には19のふ化場がございましたが、沿岸のふ化場を中心に大きな被害が出ております。北で言いますと、小泉川のふ化場や志津川のふ化場、それから、現在未復旧になっているのが石巻市の牡鹿半島の後川、雄勝の大原川、女川町のふ化場です。ですから、全壊してしまったのは7カ所ぐらいあります。今も未復旧になっている3カ所につきましては、本プランの中でも平成32年度を目途に復旧予定として、石巻市のふ化場については、基本的な設計に取りかかっているところです。

◆(内藤隆司委員)

ちょっとよくわからなかったのですが、資料の4ページにふ化場の名前が書いてあって、現在未復旧のところは3カ所だと思いますが、震災後に復旧させてきたふ化場について、この番号で教えていただけませんか。

◎(石田幸司水産業基盤整備課長)

プランの本文の4ページをごらんいただきたいと思います。

表が出ておりまして、全部で19のふ化場の名前が書いてございます。その中に被災の有無と書いてありますので、そちらを御確認いただければと思います。(「はい、わかりました」と呼ぶ者あり)

○(佐々木幸士委員長)

以上で、執行部の報告に対する質疑を終了いたします。

なお、委員の皆様のお手元に、長期継続契約による契約予定業務等一覧、宮城県における防潮堤災害復旧・復興の進捗状況、工事請負変更契約関係一覧表、工事請負契約関係一覧表をお配りしておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、当委員会における継続審査・調査事件についてお諮りいたします。

お手元に配布の一覧表のとおり、議長へ閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

その他、委員の皆様から所管で何かございますでしょうか。

◆(仁田和廣委員)

後藤部長、パワーステーションの件についてです。関西電力と大手商社が主体で、何で急にああいうものを宮城県の仙台港につくろうとしたか、私はいまだにはかりかねているのです。説明会にも行ってきましたが、何か間隙を縫っている感が否めないので。例えば、出力が11万キロワットだったと思います。部長のほうでは、それに対して何もやらなかつたわけではありません。7月に3万キロワットについて、環境アセス及び住民合意を必要とする話になりました。ただ、問題なのは、現状として、10月1日に開始してから毎日、私は本会議でもしゃべりましたが、すごい白い煙を上げているし、また、多賀城市にあるマンション、多賀城ロジュマンあたりでは、物すごいにおいがするという話もあるのです。宮城県はそれに対しては、国の制度だからと全く手をこまねいています。

国の制度だと言っても、例えば京都には景観条例があります。京都には、国の制度上は、都市計画法や建築基準法などにもとづいて、高いビルを建てられます。しかし、京都もですし、観光立国であるフランスは、パリ近辺にだって高いビルはないでしょう。国の政策の上とか下とかと言っているのではなく、基本的に一番考えなければならないのは住民のことです。部長、世界での位置づけを知っているでしょう。もう、ほとんどの先進国では石炭火力をやめているのです。PM2.5もあるし、硫黄酸化物もあるし、それから最も大きい温暖化の問題、CO₂の削減があります。これを考えたら、私は今でもすぐに仙台パワーステーション側に、環境アセスの実施を求めることができないかと思います。ところが、県は何もやろうとしない。例えば定点観測だってやろうと言っているのに、移動観測車程度でお茶を濁そうとしている。私から言わせると、本当に住民の子供たちの健康を考えているのかと思います。ここまで来ると共産党みたいな感じですが、ちょっと私はスタンスが違います。これらについてのお考えはどうですか。

◎(後藤康宏環境生活部長)

御説明すべき点が何点かあるかと思います。まず、これは言いわけではございませんが、一つは、仙台港に立地する事業者の環境アセスメントというのは、仙台市が所管していることがまず大前提としてございます。だから、我々として何もしないという御説明をするつもりはございません。それから、もう一つ御承知おきいただきたいのは、県でも環境アセスの条例改正を行いましたが、それは7月1日に施行でございまして、それ以前に事業計画を提出し方向性が決まったものに、遡及適用はできないというのが、委員も重々御承知かと思いますが、法令関係制度の大原則でございます。その点でも、仙台市においても、4月1日以降については、3万キロワット以上の火力発電所に対して、環境アセスメントを適用するという条例を施行しましたが、仙台パワーステーションについては、それ以前の事業計画及び工事施工・竣工でございまして、それを遡及適用するのは制度上はなかなか難しいということがございます。

それでは、我々として、どのような手段で対応しているのかについてです。これも何度も御説明申し上げておりますが、公害防止条例に基づいた公害防止協定を締結して、事業者から出る廃棄物や大気等に排出されて影響を与える物質については、相当に低い協定値の中で事業がされるように、しっかりと監視していくことはやってございます。現在、営業運転を開始しましたが、排気等については、全てその協定で結んだ値よりも相当低い値での排出になってございまして、これは基本的に事業者が事業を行う上で、仙台湾なり仙台市周辺の大気環境を守る上では、特に問題のない排出値ではないかと考えております。

そして、住民説明については、我々としても協定に基づいてしっかりと説明するようにと、再三にわたつて事業者に申し入れてきました。その点は、住民の方々からは、事業者の説明が十分ではなかったという御指摘をいただいておりますので、我々も事業者に対して、住民の方々にしっかりと向き合うようにと、継続

して申し入れをしております。

もう1点の、県としての測定に関することですが、定点で測定する場所がないので、現時点では移動測定車を用いて、営業開始前からシーズンごとににはかっておりました。それから、事業者においても、大気の測定をする状況でございますが、今は事業者は係争中になりましたので、その点は、なかなか実施できない状況になっております。我々としては、シーズンごとにしっかりと測定をして、操業前の状況と変化があるのかどうか、それは見定めていくことにしておりまして、現在のところ、これまで長年観測してきた季節変動等を見ても、その範囲内におさまっている状況でございます。住民の方々や委員の方々は御心配になつておられるかとは思いますが、現状では科学的に、それから制度的に見れば、基本的には他の事業者に似ても、大気を汚すような形での操業は行われていないと認識しております。

もちろん、石炭火力については、地球環境問題等の影響からして、今後は極力操業しない方向に持っていくべきものと考えておりますし、県条例においても、事業者が利益を上げつつ事業展開できるようなワット数からすれば、基本的には3万キロワット以上を制限すればいいと思っておりますので、それについては環境アセスメントの中で、計画的なアセスメントも含めて事業者に指導もできることになっております。そこで例えば石炭火力が出てきたとしても、それをバイオマスのほうに誘導することなどはできると思っております。仙台パワーステーションについては、制度的な面と具体的な対処の面からすると、現状の操業について、行政としてなかなかものは言い出しにくい状況にあるかと考えております。

◆(仁田和廣委員)

やはりCO₂の問題が一番大きいと思います。余り改革が進んでいない東北電力でさえ、石炭火力をどんどん廃止して、LNGや太陽光など、いろいろと導入しております。それなのに、震災復興で困っている宮城にあえて持ってくる感覚がわからないです。私は経産省にも何度も行って、エネルギー課長などといろいろ話をしています。やはりみんな違和感を持っていますよ。昔は電力会社はオールマイティーだから、例えば、市街化調整区域や文化財保護などは全部度外視して、何でもやることができました。ところが、今は違うのです。部長からは、所管が仙台市という話がありました。仙台港はどこが管理をしているのですか。宮城県でしょう。港湾管理者は知事です。私たちが漁業補償の交渉をしたときにも、港湾管理者には、そういう危ない施設は置かないことや、宮城県の振興にしっかり使うことを文書に入れているのです。それが今では、はっきり言うとそういうアウトロー的な関西電力等の子会社が進出しています。こんなことが許されてはだめです。

現状では、においなどの測定は、定点観測でやっておりますか。昔は七ヶ浜町に仙台火力発電所が建設されたときには、町役場に定点観測所があり、観測資料はいつでも町民が確認できました。仙台火力発電所が設置されたエリアの環境、例えば、硫黄酸化物やにおいについては、本当に悪い状況だったのです。ただ、七ヶ浜町には固定資産税を相当入れてきました。いずれにしても、余り好まれる施設ではありませんでした。

今の法律上はやむを得ないということですが、例えば、硫黄酸化物やPM2.5で子供たちに被害があつたらどうするのですか。全然そういう視点がありません。知事選もありましたし、この件については大分申し入れをしながら、いろいろとやってもらいましたが、全く、共産党や関係団体が主張しているとおりなのです。部長、そんないい加減な行政では、今の時代はだめなのです。少なくとも住民合意が必要です。あとは、農林水産部長も関係がないわけではありません。漁業補償の話もしたいと思います。

やはり、今の状況をそのまま見逃していくには、宮城県や東北には、そういう環境に影響を与える企業などでも、進出していいのだと思われます。知事も本会議で言っておりますが、企業を誘致する場合には、環境アセスメントを行うこと、そして、県民のためになる企業であることが基本です。県民のためにには何にもなっておりません。私がこの話をしたら、ある人に反対されました。なぜかというと、その人は、石炭を輸送する会社の社長だったからです。その程度の人しか賛成していないのです。そうしたら、もっと前向きに県条例を改正したり、遡及適用ができないといいますが、現状で多くの県民が困っているとしたら、遡及適用をしたって構わないと思うのです。上位法が認めている、国、経産省が認めているからいいのだということにはなりません。知事や部長には、行政の面で、宮城県民の環境を守る大事な役割があるので、私は、行政にその辺の認識が抜けているように思います。

それから、やはり仙台港自身の管理体制についてです。土木部にも何回も言っておりますが、港湾管理者としての役割の認識が抜けていました。そして、慌てて7月に条例をつくり直しました。しかし、現状として、住民から不満が出ていているのは嘘ではありません。そういうものが出了としたら、仙台市ともがっちり協議をして、例えば、部長が言われた石炭からバイオマスに変更する。木質バイオマスなどはいいと思うのです。東南アジアの熱帯雨林あたりから結構出ておりますから、そういうものをいち早く進める。あの白い煙だって環境には悪いのです。だから、もう少し前向きにやらないといけません。例えばPM2.5など何かで子供たちに健康被害が出たら、責任を負えなくなります。

次は、武藤部長、漁業補償についてです。現状でも温水がばんばん排出されていますが、今はノリの盛漁期です。仙台港近辺でのり養殖業をやっている入たちは皆、バリカン症を心配しています。私は、旧吉田浜漁協の組合長でしたが、仙台火力発電所からはバリカン症の原因たる物がいっぱい排出されておりました。バリカン症が起こる原因是、決算特別委員会のときにも少し話をしましたが、決してマガモがノリにくつづいたから落ちるのではありません。やはりノリだって生き物だから、生息の条件が変われば落ちるのです。特に温水、酸水や真水です。こういう環境の変化で、一晩でばたんとみな落ちてしまいます。それがバリカン症なのです。だから、漁業関係者とも相当話をしておりますが、業者と四、五回会っても全然前向きな話がないそうです。漁業補償の請求がきたら、県で補償しますか。だから、私はもっと当事者間の話し合いをすべきだと思います。また、仙台湾漁業振興基金は、そのためにつくったのです。仙台港でいろいろなことが起きたら、仙台市と宮城県が約5億円出資して、そしてその果実で事業を行ふことを想定しておりました。私から言わせれば、漁業補償をそのまま出しなさいという考えでした。今はこの金利なの